

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)に関するパブリックコメントの結果

1. パブリックコメントの結果概要

- (1)パブリックコメントの期間:平成28年12月20日(火)～1月19日(木)
- (2)提出人数:65人・団体
(事業者団体:17件、地方自治体:3件、個人・市民団体・その他:45件)
- (3)意見総数:334件

2. 提出された主な意見の要旨及び意見に対する専門委員会の考え方

1. 背景と経緯(p. 1)

	意見の概要	意見に対する考え方
1	使用中の製品を廃棄物にしない捉え方、長く使い続けるためのしくみ作りを関係省庁が一体となって構築することが必要。	ご意見の趣旨は、環境省において、関係省庁とも連携しながら、今後の施策の参考にされるものと考えます。

2. 基本的視点(p. 1～3)

	意見の概要	意見に対する考え方
2	1. の7行目「平成22年に改正された廃棄物処理法」: ここで、略語として「平成22年改正法」を定義すべきではないか。	平成22年改正法は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)」となりますが、冗長な記載となるため、割愛して略称を用いさせていただいております。
3	3Rとその優先順位、資源効率性の記載を加え、時代にふさわしい条文に直すべきではないか。時代にそぐわない1条をそれに見あった条文に直すべきであると、報告書案に明記すべきである。	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
4	リユース促進をすることが最優先に取り組むべきことを報告書案に明記すべきである。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

2. (1)適正処理の更なる推進(p. 2)

①排出事業者責任の徹底(p. 2)

	意見の概要	意見に対する考え方
5	処理業の許可基準の見直し(情報の公開の義務化など)を行っていただきたい。	情報の公開については、「3. (1)産業廃棄物の処理状況の透明性の向上」において、記載をしています。
6	業許可の要件として「最終処分までの一連の	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検

	行程の情報公開」を義務化するなどすべき。	討の参考にされるものと考えます。
7	「最終処分までの一連の行程の責任」は、排出事業者のみならず、中間処理業者も負うべき。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
8	排出事業者が、最終処分まで含めてその一連の行程における処理に責任を負うと同時に、中間処理業者についても最終処分までの責任を明確にしていきたい。	

②処理業者による適正処理の確保に向けた仕組みづくり(p. 2)

	意見の概要	意見に対する考え方
9	違法と判断される業者に対する措置は、厳重にして欲しい。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
10	なぜ許可を受けた事業者が不適正処理を行うのかについて、許可基準の見直し等も含め、突き詰めていく必要があるのではないか。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
11	廃品回収と名乗って町内を回る業者を撲滅すべき。都道府県等による立入検査の強化をすべき。	3(7)アにおいて、雑品スクラップの保管や処分を使用とする者について、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきである旨、記載しております。

2. (2)健全な資源循環の推進(p. 3)

①排出抑制・適正な循環的利用の推進(p. 3)

	意見の概要	意見に対する考え方
12	以前は生ごみを分別収集して堆肥化をしていたが、堆肥化を廃止し焼却処理をすることとした自治体がある。生ごみを分別収集して堆肥化することは、地球温暖化防止という公益等にかなう事業であり、各自治体のこのような事業の情報を収集し、改善を進め、助成等すべきだと思う。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
13	「環境産業である廃棄物処理分野における地球温暖化対策への積極的な対応も重要である。」との記述は、具体的にどのような対応を指すのか明確にしていきたい。	本報告書「3. (10)廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化」に、現状と課題、見直しの方向性を記載しております。

3. 制度見直しの主な論点(p. 4~20)

(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上(p. 4~5)

	意見の概要	意見に対する考え方
14	今後の具体的な改善策が示されていない。 食品リサイクル法に係る改善策と今後の改善策について分けて、明記すべきである。	報告書には、廃棄物処理法の下での取組についてその方向性を記述しています。なお、具体的な内容については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
15	排出事業者による処理委託先の現地確認を義務規定とすべき。 ただし、実効性を考慮したうえで 中小零細事業者への配慮も必要なことから、年間の排出量で裾切り規定を設ける、1次マニフェストの処分先までを義務化する等を規定すべきと考える。	排出事業者等が行う処理委託先の確認については、最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置の実効性を高める観点から重要と考えております。ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
16	排出事業者では誰が処理責任者か明確にする必要があるため、処理責任者を行政に報告すべき。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
17	産業廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)における維持管理状況の公表等の条項の対象施設の拡大も検討すべき。	具体的な内容については、現場の実態等も踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
18	排出事業者責任の更なる周知活動を前提に、排出者の罰則強化をするべき。	排出事業者の罰則強化ではありませんが、適正処理の確保の観点から、本報告書では、3. (2)において、マニフェストの虚偽記載の罰則の強化を提言しています。
19	再生利用に関する情報を含め、処理状況の情報開示についての見直しが重要。排出事業者の最終処分までの一連の行程の確認を徹底するためにも、優良認定制度で情報開示が任意とされている、搬出先の名称についても開示項目とすべきである。	持ち出し先に係る情報については、20の意見もあり、本報告書では、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供について見直しを提言する一方で、取引先の営業の秘密にも留意する必要があるとしています。ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
20	再生品の販売先については、処分会社、販売先の競争力に関わる秘密事項であるため、一般に公表することは難しい。優良認定業者の情報公開項目への追加には慎重な配慮がなされるべき。	持ち出し先に係る情報については、19の意見もあり、本報告書では、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供について見直しを提言する一方で、取引先の営業の秘密にも留意する必要があるとしています。ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。

21	産業廃棄物の処理状況の透明化の向上についてチェックリストの作成については、全産業向けとするのであれば、網羅的にするため慎重にご検討願いたい。	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
22	優良産廃処理業者認定制度においては、再生利用の状況を含めた一連の処理の行程をインターネットで公表させるべき。	16ページ、3. (8)②にご指摘の認定基準の見直しについて記述されています。
23	「また、排出事業者においても環境報告書などにおいて、こうした処理状況について適切に把握していることの公表を促していくことも重要である」については再考もしくは削除すべき。	排出事業者による適正処理確保の促進のため必要な取組と考えます。
24	優良産廃処理業者の処理量の公表やマニフェストと処理状況との整合性等の公表はどの程度の公表を考えているのか。 また、この公表は義務化するのか、優良認定の範囲とするならば、優良認定におけるメリットの幅を拡大できないか。	16ページ、3. (8)②にご指摘の認定基準の見直しについて記述されています。 処理状況に関する公表又は情報提供、及び優良認定事業者への優遇措置の具体的な内容については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
25	排出事業者に処理行程の確認を促すだけでなく、法的拘束力が必要。併せて、排出事業者が、上記の規定に基づき現地確認を行った際に、処理業者による不適正な処理を確知した場合、所管行政への通報を義務付ける等の措置が考えられるのではないか。	現行法においても排出事業者については、最終処分までの一連の処理が適正に行われるために講ずべき措置を講じていない場合には措置命令の対象となることとされており(法第19条の6)、また、マニフェストの写しが回付されないとき等には都道府県知事に報告をすることが規定されております(法第12条の3第8項等)が、ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
26	産業廃棄物の処理委託は民法上の契約であり、受託者に契約に従う義務があることは理解できるが、産業廃棄物処理基準で契約書の記載事項として処分の方法を規定する趣旨からすると、廃棄物処理法において産業廃棄物処理業者が排出事業者からの委託内容に従った処理をすべきこと、これに違反した場合には罰則を適用することを規定すべきである。	廃棄物処理法では、委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難である場合は、委託をした者に書面により通知をしなければならないこととされており(法第14条第13項等)、この規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者には罰則が適用されることとされております。
27	処理状況の追跡ができる仕組みへの改善を早急に行う必要がある。	3. (1)にて産業廃棄物の処理状況の透明性の向上及び(2)イ 電子マニフェストの普及拡大を踏まえ、ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
28	3. (1)産業廃棄物の処理状況の透明性の向上について処理状況に関する情報の提供については、GPSIによる運搬の確認やWebカメラに	3. (1)にて産業廃棄物の処理状況の透明性の向上及び(2)イ 電子マニフェストの普及拡大を踏まえ、ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、

	よりオンタイムで把握できるツールも含めて検討してはどうか。	環境省において検討されるものと考えます。
--	-------------------------------	----------------------

(2) マニフェストの活用(p. 5～7)

ア マニフェストの虚偽記載等の防止(p. 5～6)

	意見の概要	意見に対する考え方
29	同システムの改善を行う必要がある」は、「同システムの改善を検討する必要がある」等の表現に止めるべきではないか。	7ページ、3. (2)イ②に、御指摘のシステムの改善の検討については、 <u>マニフェスト虚偽記載の防止に資するシステムの強化を検討するとしていますので、これに合わせて「同システムの改善を検討する必要がある。」に改めます。</u>
30	提案の罰則規定の強化は必須と考える。また、行政処分の指針を改訂し、管理票に係る違反行為について、不利益処分を重くすべきである。	罰則について、本報告書はその方向で記述されています。
31	マニフェストに記載すべき事項として、処分先での「処分方法」を追加すべきである。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
32	罰則の強化でも、虚偽内容により10年以下の懲役等とすべき。これには、飲酒運転の同類罪同様、虚偽を進めた排出事業者、虚偽と知りつつそれに加わった者などを含めた罰則強化が必要かと思われます。	罰則の内容は違反の程度により定められています。現行の罰則で最も重いものは5年以下の懲役又は千万円以下の罰金又はこれの併科となっています。
33	システムの改善内容の有効性を明確にしてほしい。	具体的な内容については、現場の実態等も踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
34	電子マニフェストについて、虚偽記載防止のためにシステムが複雑になりすぎないように配慮をお願いします。	ご意見を参考とし、現場の実態等も踏まえて、環境省において検討されるものと考えます。
35	システム改善は、スケジュール重視ではなく、有効性と過剰な業務負担を避けるようにしてほしい。	ご意見を参考とし、現場の実態等も踏まえて、環境省において検討されるものと考えます。
36	虚偽記載のみならず、紙マニフェストを交付しなかった排出事業者や、紙マニフェストの交付を受けずに収集運搬・処分した業者に対する周知も必要である。特に、紙マニフェストを交付せずに産業廃棄物を処理業に委託した場合は、処理業者が紙マニフェストの交付を受けずに処理することになり、処理業者が行政処分されますが、排出事業者に対しては、自治体等	マニフェストを交付しなかった排出事業者は、現行法においても交付義務違反となり罰則の対象となります。また、現行法において、排出事業者、運搬受託者又は処分受託者がマニフェストの運用に関する規定を遵守していないと認めるときは、都道府県知事が勧告、公表、命令ができる規定があります。電子マニフェストにおいては、排出事業者が電子マニフェスト情報の登録を行わなかった場合、現行法

	が公表をすることを義務付けることも必要と考える。	においてもマニフェスト交付義務違反として罰則の対象となります。
37	電子マニフェストでは、排出事業者が交付をせずに産業廃棄物を処理業者に委託しても不交付の罰則規定はないので、紙マニフェストの不交付と同様の取り扱いが必要と考える。	
38	5ページの最下行 等の「法」とはどの法律を指しているのか？	一部の記載において、廃棄物処理法を法と省略していたため、ご指摘を踏まえ、「廃棄物処理法」に修正します。
39	電子マニフェストを使用した食品の不正転売事案を鑑みると、虚偽記載に対する自治体の管理監督体制の見直しが急務である。	都道府県による監視体制の強化については、3(1)①に記載の通り、既に環境省において検討がされています。
40	排出事業者が処理後に回付されたマニフェストの写しの記載事項を確実に確認する制度を検討すべき。	現行法においてもマニフェスト交付者がマニフェストの写しの送付を受けた際の確認義務が規定されているところですが(法第12条の3第6項)、本報告書を踏まえ、マニフェストの活用に向けて、今後、環境省において検討されるものと考えます。

イ 電子マニフェストの普及拡大(p. 6～7)

	意見の概要	意見に対する考え方
41	電子マニフェストの「メリット(便益)」ではなく、「公益性」を中心とした記述にすべきではないか。	6ページ、3.(2)イ①に、ご指摘の電子マニフェストのメリットや公益性について記述しています。
42	電子マニフェストの義務化する際、情報処理センターに対する監督や料金改定への国の関与、既存の紙マニフェスト販売者への対応について、言及すべきではないか。	情報処理センターにおける利用料金を含む業務規程については、法第13条の4により環境大臣の認可を受けることとされています。また、環境大臣は、法第13条の10により情報処理センターに対し監督上必要な命令ができることとされています。これらについて制度の見直しを行うご意見をいただいているものではないため、言及はしないこととします。
43	電子マニフェストの義務化にあたっては、少量排出事業者、高齢者等に配慮いただきたい。(4件)	本報告書では、その方向で記述されています。義務化を検討する具体的な規模や分かりやすい講習会の開催については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
44	特別管理産業廃棄物を排出する全ての事業者に対し義務化するのが好ましい。このため、「一定規模以上の」を削除して頂きたい。	「少量排出事業者、高齢者等に配慮いただきたい。」とのご意見もあることから、現状の記述通りとします。具体的な規模については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
45	電子マニフェストの義務化と合わせて、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の廃止をお願い	紙マニフェスト使用時の管理票交付等状況報告書は、マニフェスト制度の実効性を担保するものであ

	いしたい。	り、提出が必要であると考えます。
46	義務化にあたっては、一定の猶予期間を設けるべき。(2件)	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
47	義務化について、その危険有害性等の管理の面から賛同します。このほかに義務化を検討すべき対象として、公共事業や公共施設から排出される産業廃棄物についても、加えていただきたい。	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
48	電子マニフェストの使用により、廃棄物処理の透明性の向上を期待するならば、建設業での電子マニフェストの義務付けを検討すべきである。しかし、中小零細の建設業者では普及が進んでいないため、事業規模による裾切りも考慮することが必要である。	本報告書に記載しました通り、電子マニフェストの意義と課題を踏まえると、より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し義務化を検討すべきと考えます。具体的な規模については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
49	排出事業者責任を徹底するためには、委託契約書における最終処分場所の記載を最新のものに維持しつつ、最終処分終了の確認を行うことが極めて重要である。そのためには委託契約における電子化を推進し、電子契約と電子マニフェストの連携を図る必要がある。	
50	災害廃棄物は一般廃棄物だが、産業廃棄物処理業者が自治体から委託を受けて処理する場合には自治体が排出事業者となるので、電子マニフェストでの交付を義務すべきと考える。	
51	排出事業者が電子マニフェストを登録する際に、収集運搬業者に渡す「受け渡し確認書」の交付を義務化する必要がある。収集運搬業者が作成しているが、排出事業者責任として排出者が交付すべきである。	電子マニフェストにおいては、法に定める事項を記載した電磁的記録を直ちに表示できる場合は書面の備え付けをしなくてよいこととなっています。
52	電子マニフェストの加入促進、操作体験等の研修は、ある程度普及されるまでは、研修等を義務化する必要がある。	研修等については、本報告書において、わかりやすい講習会の開催等の普及啓発についての検討を記載しており、現行通りとします。
53	一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者とは、月の排出量なのか、年間の排出量なのか。	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。

54	導入拡大には「JWNET」本体を、援用システム（EDI、ASP等）を使用しなくとも使い勝手の良いシステムに改めるべきである。	本報告書では、利便性の向上に努めることや、電子情報組織への登録期限の見直しについても検討すべきとしています。これらの具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
55	義務化の対象となった排出事業者においてやむを得ず紙マニフェストを使用した場合、ただちに罰則をかけないような制度として頂きたい。	本報告書では、その方向で記述されています。具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
56	電子マニフェストの登録期限に関する検討をお願いしたい。（4件）	本報告書では、電子情報組織への登録期限の見直しについても検討すべきとしています。具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
57	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の指導を徹底していただきたい。	現行法において、マニフェスト交付者の交付等状況報告書の提出義務については法第12条の3第7項において規定されておりますが、本報告書を踏まえ、マニフェストの活用に向けて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
58	電子マニフェストの普及率における分母となる「紙マニフェスト」の数値をどのように定義するのかにより、正しい普及率が計算できないのではないか。	紙マニフェストの頒布枚数に事業所における利用率を乗じて紙マニフェスト利用枚数を推計し、電子マニフェストの普及率を算出しています。
59	電子マニフェストの普及拡大には経済的インセンティブや公共工事の入札条件化が必要ではないか。	経済的インセンティブについては、7ページ、3.（2）イ②に、ご指摘の経済的負担の軽減について記述しています。 また、公共工事の入札に関しては、平成25年に環境配慮契約法の契約類型として「産業廃棄物処理に係る契約」が追加されたことにより、国及び独立行政法人等が産業廃棄物の処理委託契約を締結する際は、電子マニフェスト加入等を含む優良産廃処理業者認定制度の優良基準への適合状況等を評価し、一定基準を満たした事業者に入札参加資格を与える裾切り方式による環境配慮契約を推進することとされています。また、地方自治体においても産業廃棄物の処理委託契約における環境配慮契約の推進に努めることとされているところです。
60	電子マニフェストを義務化する一定規模以上の基準はどうなっているか。	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
61	海外におけるマニフェスト義務化について、どのように義務づけられているのか、条件等について記述すべき。	海外の状況については、見直しの検討の参考となり得るものとして簡潔に記載したもので、個別の条件の記載は省略しております。

62	電子マニフェストを義務化する場合、排出事業者だけではなく当該廃棄物を扱う可能性のある処理業者にもJWNET加入を義務付けるべき。(2件)	本報告書では、「排出事業者、産業廃棄物処理業者及び行政機関の電子マニフェスト加入促進のための各種取組を、引き続き進めるべきある」としており、その具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
63	電子マニフェストの義務化にあたってはインセンティブを具体的に提案することが必要ではないか。(2件)	電子マニフェストについてはメリットを3.(2)イ①に記載しており、これらもインセンティブになると考えます。更なるインセンティブについては、今後、環境省において具体的な内容の検討の際に行われるものと考えます。
64	義務化にあたって、適用除外になる場合を省令に明記すべき。	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
65	排出事業者からの電子マニフェスト使用要請を処理業者は拒めないこととしてはどうか。	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
66	電子マニフェストの義務化を検討する場合は、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が揃って確実に使用するための方策や十分な周知期間の設定をはじめ、慎重な制度設計を行うべきである。(2件)	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
67	義務化を導入する場合には、やむを得ず紙マニフェストを使用した場合に、事業者にただちに廃棄物処理法第29条のマニフェスト交付違反に関する罰則を適用することは避けるべきである。	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
68	廃棄物の種類や排出事業者の規模に関わらず、原則、電子マニフェストを使用することとする将来の絵姿や、その普及のステップを明確にすべきである。	具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。
69	電子マニフェスト使用の一部義務化の検討に当たっては、電子マニフェスト普及の数値目標ありきで進めるだけでなく、事業者の規模や取引先の導入状況などに応じて「電子」と「紙」を使い分けることができるよう、マニフェスト制度全体の柔軟性を損なわない方向で検討が必要である。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
70	電子マニフェストの普及率向上には中小企業への導入が重要であり、電子マニフェストの意義、メリット等を中小企業に丁寧に説明することが必要である。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底(p. 7～8)

	意見の概要	意見に対する考え方
71	適正料金の確保について条文に定めるべきである。(2件)	排出事業者による適正な料金の負担は排出事業者責任の根幹であると考えます。ご指摘に関しては環境省において排出事業者責任の徹底に関する施策の検討の中で参考にされるものと考えます。
72	廃棄物処理費用を見積書では、必ず、独立した項目とすることで、排出事業者自身及び発注者にも認識をさせることが重要である。	
73	排出事業者の責任の徹底の周知においては、確実に個別の処理費用を把握することを記載すべき。個別の処理費用の把握の義務化の可能性を検討すべき。	
74	「産業廃棄物の処理状況の透明性の向上」させ「廃棄物を排出する事業者責任の徹底」させるためには、次のような内容を追記すべき。「産業廃棄物の処理状況の透明性を向上させ、排出者責任を徹底させるためには、地方自治体において排出事業者に対して立ち入り検査などの監視体制を強化するとともに、研修会の開催など排出事業者の知識や理解を広げるための取組を積極的に進めるべきである。」	排出事業者への周知につきましては、既に3. (3)②に記載されております。また、排出事業者への監視体制については、3. (1)①に記載されている、食品廃棄物の不正転売事案を受けた再発防止策において言及されています。
75	処分業者に対して「産業廃棄物の処理状況や経営状況の健全性を判断する材料となる財務諸表の情報提供を求めるなど不当に低い処理料金での委託の防止」と付け加えること。	産業廃棄物の処理状況や財務諸表の情報提供については、不当に低い処理料金での委託に防止に直ちにつながるとは考えにくいと、ご意見は排出事業者責任の徹底に関するご意見として、環境省において施策の参考にされるものと考えます。
76	産業廃棄物といえども、業者のさじ加減で「有価物」といえる事がグレーゾーンの第一歩となっている様に見える。	廃棄物該当性についてはご指摘のような事業者の裁量で決まるものではありませんが、有価と偽装されるケースもあることから、本報告書においても適正処理のさらなる推進に向けた様々な論点を記載しております。
77	トレーサビリティの導入を積極的に取り入れ、第三者機関(管理会社)が介入できない工夫が必要と考えます。第三者が介入する場合は、第三者に対して認可制度を設ける等の措置が必要である。	本報告書では、排出事業者が主体的に行うべき根幹的業務が地方自治体の規制権限の及ばない第三者に委ねることにより排出事業者としての意識が希薄化することの問題を踏まえ、排出事業者自身がその責任を徹底することの重要性に主眼を置いて記載しております。 本報告書を踏まえ、廃棄物の適正な処理を確保するため、環境省において排出事業者責任の徹底につ
78	排出事業者が第三者に処理事業者の選定、処理料金の確認・支払いを委託することを法で禁止することも視野に入れて検討すべき。	

79	適正な処理を阻害する「悪質ブローカー」と、排出事業者が排出者責任を全うすることを助成するコンサルタント業務等が混同されないよう、報告書内の「規制権限の及ばない第三者」との表現を改め、自治体によって解釈・運用に差が生じないようにすべきである。	いて改めて周知が図られるものと考えます。
80	第三者に委ねることで業務の効率化、広い情報を得る等の利点もあり、また委託先都合の場合もある。排出事業者として当然、運搬業者、処分業者それぞれと直接契約し、マニフェスト管理も行っているため、排出事業者として責任が希薄化するわけでは無いと考える。	
81	事務媒介や廃棄物管理業務は適正処理のためにも資するものであり、ネガティブな周知は避けるべきである。	
82	廃棄物処理費は、排出事業者が委託先の処理業者に直接処理料金を支払うことを義務付けるべき。(2件)	
83	処理業者の選定や料金の支払いを第三者に委ねることが排出事業者の意識の希薄化を招くのであれば、委託基準である処理契約の規制強化を図るべき。	
84	マニフェスト不交付排出事業者には法の規定に基づき勧告できるし、公表できる。となっておりますが、「公表できる」ではなく「公表する」とすることによって、排出事業者のマニフェスト交付義務違反がなくなることが期待できる。 マニフェストは交付の義務はあるが、記載の義務はないので記載の義務化を考える必要がある。	マニフェスト制度は、排出事業者が責任を持って記載することとなっております。 マニフェストの不交付については、現行法においても交付義務違反者に対して罰則を適用することができます。 また、マニフェストの記載事項については廃棄物処理法に定める項目について、記載義務があります。
85	措置命令の対象となりえる条件を「不当に低い処理料金で」ではなく、法に従い、「適正な対価を負担せずに」との記述にすべきである。	ご意見を踏まえ、「 <u>適正な対価を負担せずに</u> 」に修正します。
86	排出事業者の責任において適切に処理業者を選定し、適切な処理料金を支払うなどを徹底するためには排出事業者の法的知識を向上させることが不可欠であり、そのためにも公的資格を有している者、あるいは必要な講習を受講した者などを廃棄物管理責任者として設置することを義務付けるなどの措置が必要。	本報告書に記載した排出事業者責任の徹底のための具体的な内容について、今後、環境省において、検討されるものと考えます。

87	適切な処置業者を選定するために、個別名称を含めた最終処分場の開示を中間処理業者の優良認定基準とすべき。	16ページ、3. (8)②にご指摘の認定基準の見直しについて記述されています。 なお、本報告書では、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供について見直しを提言する一方で、慎重意見もあったことから、取引先の営業の秘密にも留意する必要があるとしています。
88	「不当に低い処理料金」の判断基準のようなものを示して頂きたい。	「行政処分の指針」において、「その地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金」の「半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている」場合は、「適正な対価を負担していないときに該当するものと解して差し支えない」としています。
89	有価物に対しての業のルールを設けるべき。また違反業者と適正業者の差別化を厳重にするべき。	3. (7)アでは、有償取引されているものであって、製品としての再使用が行われず、破碎等されたもの（雑品スクラップ）について、一定の規制に係らしめるべきであるとしています。
90	排出事業者責任の周知方法の例として、より現実的・効果的な手法を記述すべきではないか。	本報告書においては見直しの方向性を記載しており、今後周知を行う際に、環境省において具体的な周知方法等が検討されるものと考えます。
91	処理料金の支払いが滞った場合、契約（委託基準）記載事項の不履行として、排出事業者を改善命令の対象とする等の措置が考えられるのではないか。	改善命令は処理基準や保管基準が適用される者に対し、これに適合しない処理が行われた際に、その適正な処理の実施を確保するためにこれらの者に命ずるものであるため、ご意見については改善命令の対象とはならないと考えます。しかしながら、排出事業者が適正な対価を負担せずに不適正処理され場合は、排出事業者が措置命令の対象となりえます。
92	産業廃棄物の処理委託に関する根幹的業務を第三者に委ねることについての懸念が示されているが、実務上は、産業廃棄物処理業者等以外の受託禁止違反や、名義貸しの禁止違反を外形的に判定することが困難であるのと同様に、指導が困難な事例であり、一層の周知を図るとしても、注意が必要である。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化(p. 8～9)

ア 許可の取消しに伴う措置(p. 8)

	意見の概要	意見に対する考え方
93	生活環境上支障がない場合は措置命令しても、そのまま放置されている実情から、生活環境に支障がなくても撤去命令できるように19条	生活環境上支障が認められない場合であっても、処理基準や保管基準が適用される者であって、これに適合しない処理が行われた場合には改善命令の対

	の5見直しが必要。	象になります。
94	「都道府県等は、許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している。」は、「都道府県等は、許可の取消し等を行わず、対応に苦慮している。」との記述にすべきである。	事実関係を記載する観点から、「 <u>許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している都道府県等も存在する。</u> 」との記載に修正させていただきます。
95	「許可を取り消された者であっても、処理基準に従って廃棄物を保管することその他必要な命令の対象とするべきである。」は、「許可を取り消された者について、速やかに廃棄物を搬出処分することその他必要な命令の対象とするべきである。」との記述にすべきである。	原則として、排出事業者が適切な措置を講ずるべきであり、それまでの間に限り、許可を取り消された者に対して生活環境保全上の支障を生じさせないように廃棄物の保管を命ずることを意図しております。
96	許可を取り消された者であっても、処理基準を遵守すること等、必要な命令の対象とすることは必要である。	本報告書はその方向で記載済みです。
97	改善命令の対象を、許可、無許可関係なく全ての者を対象とすべき。	改善命令とは、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命令をするものであり、無許可業者は原則として処理を行うことが禁止をされているため、当該命令の対象にはならないと考えます。
98	生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合には措置命令の対象となるため、改善命令の対象の拡大は不要であり、制度の厳格な運用を徹底すべきである。	処理基準に適合しない場合であって、生活環境保全上の支障のおそれを具体的に認定できない場合の対応が必要と考えております。ご指摘の命令については、賛成のパブリックコメントもあり、現状通りの記載とさせていただきます。
99	一行政庁の対応事案を現状と捉え、その対応手法を十分検証しないまま、課題として提起することは、拙速であり、「許可の取消しに伴う措置」を本報告書から削除すべき。	事実関係を記載する観点から、「 <u>許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している都道府県等も存在する。</u> 」との記載に修正させていただきます。ご指摘の命令については、賛成のパブリックコメントもあり、現状通りの記載とさせていただきます。

イ 処理困難通知(p. 9)

	意見の概要	意見に対する考え方
100	業の許可の更新申請に対する不許可処分等により許可の効力を失った者に対しても処理困難通知を義務付けること。(2件)	本報告書では、不適正な取扱いが起きた際の対応について検討を行った結果を記載しています。
101	見直しの方向性で示されている措置については、その実効性を十分に検討し、導入に際しては慎重に判断すべき。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

102	業の許可を取り消されたものについても、処理困難通知を義務付けるべきである。(3件)	本報告書はその方向で記載済みです。
-----	---	-------------------

(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方(p. 9~11)

ア 情報提供(p. 9~10)

	意見の概要	意見に対する考え方
103	排出者に対し、情報提供を義務付けるとともに、遵守させるために、罰則を設けるべきである。	危険・有害物を含む廃棄物に係る情報提供の在り方の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
104	特に取扱いに注意を要する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関しては、排出事業者から処理業者への情報提供義務を強化し、WDSガイドラインの委託基準化を図ってほしい。	本報告書に記載しているとおおり、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供の義務付けについて、頂いたご意見を参考として、今後、環境省において検討されるものと考えます。
105	WDSの義務化も含め、生活環境保全のためにも、危険・有害物質に限らず情報提供を義務化する必要がある。	環境保全上の観点からも、危険・有害物に関するより具体的な情報提供を義務付けることが必要であると考えます。
106	一般廃棄物・産業廃棄物(特に事業系一般廃棄物の在り方)の区分について明確化すべきである。また、産業廃棄物の品目については、業種指定の撤廃をはじめ、品目の見直しを図ってほしい。もし、事業系一般廃棄物の区分が取れないのであれば「事業系産業廃棄物」という品目を作るべき。	廃棄物処理法における廃棄物の区分は、責任の所在に着目した基本的な区分として、事業活動に伴って排出されるもののうち、多量排出性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理されるものが産業廃棄物とされ、これ以外の廃棄物を市町村による処理責任の下で処理される一般廃棄物として区分しており、それぞれの処理責任のもとで、適正に処理されるべきものと考えます。
107	情報提供の範囲・有り方に関しては関係者とも十分な協議を行って頂きたい。	具体的な内容について、今後、環境省において、関係者とも協議しつつ、検討されるものと考えます。
108	WDSの義務化については、限定した品目としていただきたい。	
109	解体工事や改修工事においては、特別管理産業廃棄物以外について情報提供を求めるべきではない。	情報提供の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
110	全ての廃棄物に対してWDSを義務づけるのは困難であると考えため、基準とルール、講習会等具体的に排出事業者の目線でも考えるべきである。	情報提供の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
111	危険・有害物質の含有に関する情報提供を義務付けるならば、対象物質を明確にし、当該含有量の下限値の明示が不可欠である。	情報提供の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。

112	9ページの(5)アの丸数字1の2行目「規則」とは、どの規則を指しているか。	ご指摘を踏まえ、「 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）</u> 」とさせていただきます。
113	危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物に係る委託基準について、法的には許可の範囲内であっても能力的に処理が不可能である業者に処理を委託した場合にも委託基準違反を問えるような体系を検討すべき。	情報提供の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
114	特に特別管理産業廃棄物については、必要情報の提供を遵守させる観点から、マニフェストとセットでWDSを送付等する制度設計(若しくは特管用マニフェスト)を検討してはどうか。	情報提供の具体的な内容や電子マニフェストの普及拡大については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
115	有害物質を含む廃棄物の情報提供の義務付けを排出事業者に限定した記述となっているが、建設・解体工事にあっては、こうした廃棄物が発生することについて、発注者から施工者に情報の提供を義務付ける等の検討を進めるべき。	本報告書では、主に排出事業者から処理業者への情報伝達について記載している一方で、必要に応じて、化学物質に関わる様々な関係者間による更なる情報伝達の在り方についての検討も記載してあります。情報提供の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
116	有害物質を含んでいる部品を使用して製造された商品は、資源有効利用促進法で指定し、メーカーに自主回収させる仕組みを導入すべき。	本報告書では、廃棄物処理法の下での取組についてその方向性を記述しています。

イ 処理基準等(p. 10～11)

	意見の概要	意見に対する考え方
117	POPs廃棄物の規制の検討に際しては、既に判定基準が定められている有害物質についても、追加で適用すべき廃棄物の種類がないか、確認すべきではないか。	POPs廃棄物対策の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
118	太陽光パネルについて、個別リサイクル法をつくって回収・処理の義務付けられないなら、資源有効利用促進法で指定し、メーカーに自主回収させる仕組みとすべきである。一般廃棄物として出たものは、処理困難物に指定し、メーカーの排出者責任を徹底させるべきである。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
119	太陽電池モジュールの管理型処分を義務付ける場合、製造者責任に基づき、リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や義務的リサイクル制度の活用を検討すべきである。	太陽電池モジュールの処分については、現在、そのリサイクルを含む適正処理の推進に向けたロードマップに沿って検討が進められているところです。制度の在り方についても、いただいたご意見を参考とし

120	太陽電池モジュールについては、既に処理基準が定められている有害物質を含む廃棄物（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、石綿含有廃棄物など）との整合を図る必要がある。	て、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
121	太陽光電池モジュールを安定型産業廃棄物とするか否かは、公共用水域・地下水を汚染するおそれがあるか否かを考慮すべきであり、有害物質の溶出のおそれがあるか否かをもとに判断すべきである。	
122	使用済太陽光モジュールについての記述があるが、3.(5)イ①②の記述と整合をとる必要があるのではないか。	太陽電池モジュールの処分については、現在、そのリサイクルを含む適正処理の推進に向けたロードマップに沿って検討を進めております。引き続き、いただいたご意見も踏まえて、環境省において検討されるものと考えます。
123	特別管理産業廃棄物には、危険・有害物質に関する関連法令等を参考に幅広く物質を指定する必要がある。	有害物質管理の在り方の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
124	POPs含有産業廃棄物を定義し、上乘せ処理基準を設定する場合、排出事業者が行う排出時点（場所）での措置を明確にすべきである。	POPs廃棄物対策の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
125	POPs含有廃棄物の処理に当たっては、分解実証試験の実施等で処理されている業者に対しては都道府県許可にて担保することとし、POPs含有廃棄物の一つである低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を取得している事業者は低濃度PCB廃棄物だけでなく、POPs含有廃棄物も処理できるようにしていただきたい。	POPs廃棄物対策の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。しかし、ご意見について、少なくとも、低濃度PCB廃棄物の無害化処理がその他のPOPs含有廃棄物も十分処理できることの担保が必要であると考えます。
126	POPs廃棄物の規制の検討においては、最終処分場からの排水についても検討が行われると思われるが、特に既存の処分場における規制については、水処理の実現可能性等も含めて慎重に議論をお願いしたい。	POPs廃棄物対策の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。

(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点(p. 11～12)

ア 適正な処理が困難な廃棄物の処理(p. 11)

	意見の概要	意見に対する考え方
127	一般廃棄物と産業廃棄物の区分については、法の目的を達する区分の在り方を柔軟に議論し、現実的な対応が可能となるような措置を検討	廃棄物処理法は、処理責任の所在によって一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、これを基本として制度が設けられており、この趣旨を十分踏まえた上で、一

	討すること。	般廃棄物については市町村の処理責任、産業廃棄物については排出事業者の処理責任のもとで、それぞれ適正に処理されるべきものと考えます。
128	市町村等が策定する廃棄物処理計画に適正処理困難物として、市町村では取り組めない廃棄物を列挙し、列挙した廃棄物の処理方法等を記載することを義務づける必要があると考える。	市町村は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理計画を定める必要があり、同法に記載事項を定めるとともに、同計画の策定に係る技術的支援として、環境省においてごみ処理基本計画策定指針を策定し、市町村に周知していますが、個別具体的な記載内容については、処理責任を有する市町村において判断されるものと考えます。
129	市町村等が産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用することができるような特例制度が必要。	廃棄物処理法において産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置が設けられており、さらに、平成27年の廃棄物処理法改正により、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合の特例制度が設けられています。
130	現状と課題欄に、現状や課題について言及されておらず記載内容を改めるべき。	現状と課題欄には、現状における対応策の例を示しており、これを踏まえた見直しの方向性をその後に示しております。
131	スプレー缶のガス抜きについては、国は、安全確保のため、適切な処理施設を保有する処理業者での処理を基準とするよう指導すべきである。	充填物の残ったエアゾール缶等に不適切な方法で穴を開けると火災等の事故の発生のおそれがあることから、地方自治体に対し、エアゾール缶等を廃棄する際、穴開けをしない方向が望ましい旨を周知しているところです。
132	家庭や事業所から一般的に発生する廃棄物以外は、産業廃棄物処理業者に処理委託することも可能とする。	廃棄物処理法において、一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者が行う場合、一般廃棄物処理業の許可又は市町村からの委託を受ける必要があるとされており、産業廃棄物処理業者が市町村から処理委託を受けることは同法上可能となっています。
133	「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」に係る届出により一般廃棄物の処理施設の設置許可を取得した施設について、その処理できる一般廃棄物の範囲について、同施設において、産業廃棄物処分業の許可上認められている処理品目(設置許可対象外の品目)についても、その処理を認める規定を設けて頂きたい。	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例においては、当該産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様ではない一般廃棄物の処理については、特例の対象となりません。その場合は、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等の確保の観点から、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要になります。

134	設置許可を要する廃棄物処理施設の範囲について方向性が示されているが、一般廃棄物処理施設は施設の種類に関わらず能力のみによって該当する一方で、産業廃棄物処理施設は施設の種類が指定されている。この結果、既存の許可外産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理しようとする場合、特例届出の対象とならず、新たに設置許可を要することに留意すべきである。	
135	市町村において処理困難な一般廃棄物についての協力体制の構築が方向性として挙げられていることには賛成するが、区域内で発生する一般廃棄物について、市町村が主体的に処理する必要があることを明記すべきである。	一般廃棄物は市町村がその処理責任を有しており、本報告書においても「市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物～」「市町村の取組状況の把握を行う～」など、市町村が処理主体であることを前提として記載しております。
136	施設に関する制度の見直しと合わせて、広域認定制度の一般廃棄物の告示品目の拡大を検討すべきであり、対象とすべき施設・品目等について広く意見を募集すべきである。	広域認定制度の対象品目の追加等については、今後、必要に応じて検討してまいります。御意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

イ 建築物の解体時等における残置物(p. 11～12)

	意見の概要	意見に対する考え方
137	解体時の残置廃棄物について、一般廃棄物を産業廃棄物として処理している事例も見受けられるため、解体残置物の処理について、市町村が策定する処理計画に盛り込む事項であるとする。	廃棄物処理法において、一般廃棄物処理計画記載事項が定められており、個別具体的な記載内容については、処理責任を有する市町村において判断されるものと考えます。
138	法第21条の3で規定される工作物の範囲を明確にするべき。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
139	家電リサイクル法対象のエアコンの回収率が他の家電と比較して低いことを追記すべき。	本専門委員会においては、廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する事項について検討を行うこととされておりますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討にされるものと考えます。
140	建築物の解体時の残置物について、排出者が残置物の処理をできない場合には、解体工事の元請け業者が解体廃棄物として処理できることを認めるべきである。	地方自治体において、解体工事の施工に先立って残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をする旨周知・徹底するよう、環境省において改めて周知されるものと考えます。
141	いわゆる残置廃棄物についての方向性が記述されているが、本来は一般廃棄物として、解体前に居住者が整理しておくべきものであること	

	を記述すべきである。 その上で、現実的な対応として、関係者が連携した処理について記述すべきである。	
142	一般廃棄物である残置物についても、産廃処理業者に依頼する事例があるなど、具体的に記載すべき。	
143	一般廃棄物に区分される残置物の処理について、市町村が受け入れを拒否することがないように指導をすべきである。	解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物処理についての相談等があった際には、廃棄物処理法に従った適正な処理を行うよう、環境省において必要な周知がされるものと考えます。
144	産業廃棄物処理業者でも処理が可能な条件等(対象物・排出状況・処理方法など)を法律上で定義して欲しい。	建築物の解体に伴い生じた廃棄物は法第21条の3により元請業者を排出事業者とした廃棄物となります。また残置物については、その排出状況及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となり、残置物が一般廃棄物である場合は、一般廃棄物処理業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託を受ける必要があります。
145	排出事業者責任の徹底、適正処理の推進および廃棄物等の健全な再生利用のため、一般廃棄物の取扱いには当該自治体の許可が必要であることを、テレビや新聞等のマスコミで広くPRしていただきたい。	排出事業者責任の徹底等については、本報告書3.(3)において、排出事業者等への周知の必要性について記載しております。

ウ 廃棄物処理施設設置許可等(p. 12)

	意見の概要	意見に対する考え方
146	12ページのウの丸数字1の9行目「必要」: 12行目の「必要性」との文言の違いは何を意味しているのか。	ご指摘を踏まえ、 <u>12行目の「必要性」を「必要」に修正</u> します。
147	廃棄物処理法施行令第7条以外の施設について、実態調査を実施し結果の公表が望まれる。また、施行令第7条の規模の引き下げ等について検討が望まれる。	具体的な内容については、実態等を踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
148	廃棄物処理施設設置許可等と跡地利用については別項目にすべき。	廃棄物処理施設である最終処分場(跡地)の形質変更であり、当該項目に区分しています。
149	移動式がれき類等破碎施設の取扱いは、見直しの必要はないと思われる。 見直す場合は、処理業者による処分業の許可、迅速な設置許可の仕組みを構築した後、経過措置について見直すべきである。	具体的な内容については、実態等を踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。

150	「移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について(平成26年5月30日通知)」や処分業許可申請等における取扱いについては、法律(政令・省令)の改正を行うべきである。	具体的な内容については、実態等を踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
151	事業者(排出事業者)が自ら排出現場等へ設置する場合の、政令附則の経過措置「当分の間」については見直す必要がある。	具体的な内容については、実態等を踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
152	「自ら処理」の定義についても排出事業者が自ら行うべき基準「設備の使用権原が必要か、破碎作業の管理の範囲はどこまでか(重機オペレーターは下請業者でも良いか)など」についても統一する必要がある。	
153	産業廃棄物処理業者の中間処理工場内で移動させながら恒常的に処理を行う場合についても、設置許可及び処分業許可を認めることを検討すべきである。	「(12)地方自治体の運用」において、廃棄物処理法の運用が都道府県等ごとに異なる事項については、廃棄物処理業者等の負担軽減を図るべきではないかとの指摘について記載しているところです。
154	廃棄物最終処分場の跡地利用の状況把握については現状でも把握できるが、どのような情報を把握しようとしているのか。	ご意見の通り、現状も把握可能であることを踏まえ、廃棄物最終処分場の跡地利用の実態の把握をしっかり行うべき旨を記載しています。
155	安定型処分場の設置に係る規制強化を図り、報告書に明記するべきである。	本報告書では、本専門委員会において議論された内容を記載しております。

(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組(p. 12～15)

ア 有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進(p. 12～14)

	意見の概要	意見に対する考え方
156	雑品スクラップの取扱いについて、国からの助言にとどまらず、県条例制定の奨励を行うべきである。(2件)	本報告書では、国の制度として、雑品スクラップを一定の規制に係らしめるべきとしています。 文意を明確にするため、「 <u>法的対応も含め、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきである</u> 」に修正します。
157	報告書上の表現が、条例による規制を求めているように読める。地方自治の趣旨に反する誤解を招く表現は修正すべきである。	<u>ご意見を踏まえ、「法的対応も含め、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきである」に修正します。</u>
158	環境問題を中心に警察、消防、税務、入管等々行政で連携がとれる対応を検討していただきたい。	本専門委員会における議論は、廃棄物処理制度についての内容に限られて行われております。

159	廃棄物処理法の保管基準に準じた内容の他、消防の観点からの数量制限を設定するべきではないか。都道府県からは、地元消防へ通知し、指導できるようにし、消防法の指定可燃物への指定も行うべき。	
160	税関の品目輸出コードに「雑品スクラップ」向けの独自のコードを設定し、一般の鉄スクラップとは分けて管理を行うことを検討いただきたい。	本専門委員会における議論は、廃棄物処理制度についての内容に限られて行われております。
161	雑品スクラップの健全な再生利用を促進する観点から、その取扱いについて一定の規制に掛からしめるべき。(13件)	本報告書にはその方向で記載済です。
162	中間処理業者が市中から一般廃棄物を回収できるように、許可制度を見直すべき。	適正処理の確保の観点から、収集運搬業と処分業の許可はそれぞれ個別に行われる必要があると考えます。
163	廃棄物であるかの判断は、総合判断説に基づき行われるべきではないか。(2件)	ご指摘の通り、総合判断説に基づき判断されるものと考えます。
164	行き過ぎた規制によって、リユースを阻害する要因となってしまうことが心配。	リユースに適さないものが雑品スクラップとして処理されることを想定していることから、「使用済電気電子機器等」としていたのを「本来の用途での使用を終了した電気電子機器等(以下「使用済電気電子機器等」という。)」と修正します。
165	リユースに係る事業者が悪影響を与えることが懸念される。混合物の素材を集める段階から規制を行えば、大きな混乱が起こるのではないか。	
166	廃棄物処理業者以外の者が雑品スクラップを扱う場合は、廃棄物に関する資格講義を義務化し、許可制とするべきではないか	「行政機関の登録」については、届出又は許可にすべきとのご意見も多数寄せられたことから、具体的な記載を見送りましたが、今後、環境省において法制的な検討がされるものと考えます。
167	雑品スクラップ(有価物を含む)を扱う業者に対しても破碎等の処分行為をとまなう場合は、行政機関の登録等ではなく許可制度にすべき。	
168	使用済電気電子機器等についてのみではなく、その他の物にも一定の規制を課すべきではないか。(油を含有するスクラップ、汚泥、熔融スラグ、鉛蓄電池等、計4件)	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えますが、まずは生活環境保全上の支障が特に想定される、雑品スクラップについて一定の規制に係らしめることが必要であると考えます。
169	鉄くず等の専ら物については、従来から循環資源として取扱われてきたことを踏まえ、現行法では処理基準の対象外だが、雑品スクラップを「一連の取扱いを環境上適正に管理」するために法で規制するのであれば、専ら物についても規制すべきである。	

170	雑品スクラップを扱う業者について届出を課し、自治体HP等において公表を行うべきではないか。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
171	排出事業者に対して、業者の届出状況の確認を(努力)義務化してほしい。契約書の締結までは不要と考える。	規制の具体的な内容については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
172	循環型社会形成推進基本法に則り「循環資源」や「指定循環資源」などの用語を用いてほしい。	用語を含む規制の具体的な内容については、今後、環境省において検討されるものと考えます。
173	一定の規制に係らしめるにあたっては、都道府県またはそれ以上の広域行政機関において監視・指導する体制とすること。	ご指摘のとおり、広域的な対応が必要であることを鑑みると、従来の産業廃棄物行政主管担当課において監視・指導が行われることが適切であると考えます。
174	使用済電気電子機器等を輸出する目的で保管や処分をしようとする者への規制を行う者としては、地方環境事務所がふさわしいのではないか。	使用済電気電子機器等の保管が輸出を目的とするか否かは外形的な判断が困難であると考えてます。
175	無許可で廃棄物の収集・運搬を行う業者に対する規制を強化すべき。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
176	家電リサイクル法における指定引取場所は経済的な理由により撤退せざるをえない引取場所が増えているので指定引取場所を増やす方策等が必要。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
177	雑品スクラップのように廃棄物該当性判断が困難なものについては、法的に対象物を明確にした上で、それらを扱う事業場について届出を義務付け、再生事業者として登録できるなどの仕組みを構築すべき。	本報告書は、雑品スクラップを対象物として、一定の規制に係らしめるべきとしており、ご意見の趣旨も含んでいると考えますが、規制の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
178	リユース目的であっても届出等、何らかの規制が必要。	リユースは循環型社会構築に向け、重要な観点ですが、その上で、本専門委員会における議論は、廃棄物処理制度についての内容に限られて行われております。
179	雑品スクラップのリサイクルについては別途処理基準を設け、基準を満たした者が行なうべきだと考えます。	具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
180	県単位等、エリアごとに頻繁にパトロールする専門官を設置するべきだと考えます。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
181	正しいリサイクルの啓発を大々的に実施して頂きたい。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

182	違法な不用品回収業者等に関する広報活動を徹底すること。(3件)	
183	排出事業者責任の徹底、適正処理の推進および廃棄物等の健全な再生利用のため、一般廃棄物の取扱いには当該自治体の許可が必要であることを、テレビや新聞等のマスコミで広くPRしていただきたい。	排出事業者責任の徹底等については、本報告書3.(3)において、排出事業者等への周知の必要性について記載しております。
184	雑品スクラップにおける火災については環境影響・住民生活・法律違反等々の重大な問題がある事を認識する必要がある。	本報告書はその方向で記載済みです。
185	各種リサイクル法に基づき認定等された施設に対しては、二重規制となる状況は考えにくいのではないか。	施設への基準のみではなく、都道府県等による一定の規制全般について、二重規制とならないように留意をすべきという趣旨で記載をしております。
186	大事なのは、リユースを廃棄物の視点からみるのではなく、社会全体でリユース促進に繋がるしくみの検討。2R(Reduce,Reuse)を促進する政策に期待する。(2件)	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
187	許可なく行う不用品無料回収業を、廃棄物処理業の無許可営業としてはどうか(2件)。	廃棄物該当性の判断は、あくまで総合判断説に基づき行われるものであると考えており、その結果廃棄物と判断される場合は、無許可営業に該当すると考えております。
188	仮に「規制強化」が進んだとしても、それが「取締強化」を伴うものでなければ、彼らにとっては何の関係もない、むしろ我々遵法業者の「コストアップ」を招き、まさに「悪貨が良貨を駆逐する」状態になりかねないことを懸念する。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
189	適正処理を推進する事業者の負担増や既存のリサイクルルートによる資源循環が阻害されないように留意し、慎重に検討すべきである。	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
190	促進法である小型家電リサイクル法のリサイクルルートについて、「当該ルートを外れ雑品スクラップ等として…(略)」と報告書に記載することは違法と捉えられてしまう可能性があり、不適切ではないか。	ご指摘のとおり、小型家電リサイクル法は促進法であるため、違法と捉えられてしまうというご指摘はあたらなないと考えております。
191	輸出については、WTO上の自由貿易の観点とOECD加盟国間の取り引きなど通商問題とは分けた対策を講じることが必要。	ご意見の趣旨は、環境省において関係省庁等とも相談の上、今後の施策の検討にされるものと考えます。
192	雑品スクラップに対しては、パーゼル法に基づく監視体制を強化するとともに、新たなリサイクル法の制定など国内における分別化を促進す	本専門委員会においては、廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する事項について検討を行うこととされておりますが、ご意見の趣

	べきである。	旨は、環境省において今後の施策の検討にされるものと考えます。
193	スクラップの輸出と国内のリサイクル業者との間で競争上の不公平が生じていると指摘している点は、論点がずれているのではないか。	国内のリサイクル業者が競争上公平な環境下で事業を行うことは、国内における健全な資源循環の促進に不可欠であると考えております。
194	小型家電リサイクル法に基づく処理施設においては、認定事業者の他に、「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」も二重手続とならないよう留意が必要。	本報告書では、「適正処理が確保されたリサイクルルートでの使用済電気電子機器等の資源循環を促すという視点が重要」と記載されており、その方向で記載済みです。
195	排出者から運搬費をとることは違法とされているが、小型家電リサイクル法の運用と矛盾している。	廃棄物該当性の判断にあたっては、輸送費も含め各種判断要素を総合的に勘案する必要がありますが、排出者から運搬費をとることは禁止されておられません。

イ バーゼル法との二重手続の改善(p. 12～14)

	意見の概要	意見に対する考え方
196	雑品スクラップの取扱いについて、国からの助言にとどまらず、県条例制定の奨励を行うべきである。	条例の制定については、各都道府県において必要に応じて行われるものと認識しております。 なお、本報告書では、国の制度として、雑品スクラップを一定の規制に係らしめるべきと考えており、文意を明確にするため、3(7)アにおいて、「 <u>法的対応も含め、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきである</u> 」に修正します。
197	環境問題を中心に警察、消防、税務、入管等々行政で連携がとれる対応を検討していただきたい。	本専門委員会における議論は、廃棄物処理制度についての内容に限られて行われております。
198	見直しの方向性に「同条約に基づいて輸出国に当該廃棄物を返送することができるように必要な措置を講ずるべきである。」とあるが、より明確に、「環境大臣の輸出確認を不要とする」旨を記載していただきたい。	必要な措置の在り方については、法制度上どのような在り方が望ましいか、環境省において検討されると思います。
199	廃棄物等を我が国から「輸出」する場合だけでなく、我が国に「輸入」する場合についても、(i)廃棄物処理法に基づく手続きの要否判断や手続き自体の簡素化、ならびに(ii)バーゼル法に基づく輸入許可と廃棄物処理法に基づく輸入許可の二重手続きの簡素化の措置を講ずるべきである。	ご指摘の点については、廃棄物処理法及びバーゼル法における、輸出手続きと輸入手続きの違いがあることを考慮することが必要ですが、現在輸入手続きの簡素化等が検討されているバーゼル法の見直しと整合をとる形での廃棄物処理法の見直しを行う事も必要であることから、 <u>本報告書について修正いたします。</u>

(8) 優良な循環産業の更なる育成(p. 15～16)

	意見の概要	意見に対する考え方
200	分社化した後、5年間を経過しないと優良認定が取得できないため、優良認定取得の阻害要因となっている。	優良産廃処理業者の要件や優遇措置の具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
201	優良基準として規定されている環境配慮の取組みについて、ISO14001の認証の審査が適正に行われていない場合があるため、ISO認定の取得の際の審査機関は、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)認定の審査機関に限定すべき。	優良産廃処理業者認定制度における環境配慮の基準については、ISO14001号に適合していることのほか、環境配慮の状況について一般社団法人持続性推進機構による認証を受けていることと規定されています。ISO14001号の審査については、運営機関において必要に応じて検討いただくものと考えます。
202	優良認定の要件として、財務要件の見直しについて現状と課題をどのように認識しているか示されたい。	優良産廃処理業認定制度は、平成23年4月の施行以降着実に認定数が増加していますが、認定の数と質の両面の向上が必要なことから、認定業者の信頼性の向上の観点から、事業の透明性や財務体質の健全性について見直しが必要であると考えます。また、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置についても併せて検討する必要があると考えます。
203	優良産廃処理業者認定制度について国民への宣伝不足であるため、業者の育成のみならず、違法業者の存在を国民に知らしめることも不法投棄対策につながる。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
204	優良産廃処理業者認定制度の財務諸表の公表を行うと価格競争を引き起こすため、公認会計士による優良である旨の証明に代えるべき。また、業許可の更新時に受講する研修を役員以外の社員にも拡大し、点数制にして一定以上の点数がないと更新ができない仕組みが必要。 優良認定処理業者に対するインセンティブをもっと与えるべき。	財務要件の見直しの具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
205	報告書P.16の3(8)の自主的な取組として認定要件を上回る積極的な情報公開を促進するための方策を検討すべき」は、優良認定の価値が下がり、制度の意味をなさなくなるため削除すべき。	優良認定処理業者の信頼性の向上を図る必要があることから、より積極的な情報の公表が求められており、積極的な情報の公表によって優良認定の価値が下がることはないと考えています。

206	公表項目に再利用に関する情報、搬出先の個別名称を追加すべき。また、処理能力に対して不当に多く受け入れている処理業者に優良認定を与えるべきではない。一方、自己資本比率は優良基準から削除すべきである。優良認定を受けた処理業者を選択することにより公共工事の工事成績に加点するなどは効果的。	16ページ、3. (8)②にご指摘の認定基準の見直し及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置の検討について記述されています。
207	優良な産廃処理業者を選択できるように、許認可情報・業者検索システムを充実していただきたい。	3(1)②に、「優良認定制度及びその公開情報の一層の活用を促進するため、インターネットを活用した情報公開について、利用者の利便性を向上する方策を検討すべき」としており、その方向で記載済です。
208	15ページの(8)丸数字1の6行目「平成22年改正」：何の改正を指しているか。	<u>ご指摘を踏まえ、「平成22年の廃棄物処理法改正」に修正します。</u>
209	優良産廃処理業者認定制度においては、再生利用の状況を含めた一連の処理の行程をインターネットで公表させるべき。(再掲)	16ページ、3. (8)②にご指摘の認定基準の見直しについて記述されています。(再掲)
210	優良産廃処理業者が更新時に認定を取得できなかった場合、再認定については5年後の更新時ではなく、1年間の適切な情報公開を示す等により再取得できるなど、認定の再取得に関する基準を見直すべき。	優良認定制度は、許可の更新に付随して実施することで、通常5年の許可期限を7年とする制度であり、自由な時期に取得できるものではありません。
211	優良産廃処理業者のインセンティブとして、法に基づく実地確認の努力義務を見直し、実地確認免除を法に明記すべき。また、優良産廃処理業者の認定条件に、第三者機関による審査制度を導入すべき。	優良認定制度は、業の許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認定されるものです。現地確認などの排出事業者責任については、3(3)に記載しました通り、その徹底も必要であると考えています。 また、優良認定は、許可の更新に付随して実施する制度であり、認定を行うのは都道府県知事又は政令市長である必要があります。
212	優良産廃処理業者認定制度の申請において、大量の書類を添付する必要があるため、一部の書類以外のデータ提出又は産廃情報ネットによる閲覧で可能とすべき。	優良認定制度の審査は、都道府県・政令市において適切になされるべきであると考えます。なお、許認可信施等の負担軽減や合理化については、(11)イに記載しています。
213	優良産廃処理業者に委託する場合には、県外産業廃棄物流入規制の事前協議を撤廃するなど、排出事業者が優良産廃処理業者に委託するインセンティブについて検討すべきである。	優良産廃処理業者認定制度は、排出事業者に対する認定業者の信頼性の向上の観点から、事業の透明性や財務体質の健全性について見直しが必要であると考えます。 なお、周辺地域に居住する者等の同意を事実上

		の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用については、廃棄物処理法ではなく、地方自治体において必要な見直しが行われるべきであると考えています。
214	優良産廃処理業者認定制度は、まず、必要不可欠な基準を選定し、その基準に適合する処理業者について優良認定を認める制度とすべき。その上で、それ以外の基準や新たに再生に関する情報を公表する業者には、その状況に応じて更にインセンティブを与える制度とすべき。また、都道府県間等で運用の差を認めない制度とすべきである。	<p>現行法において、産業廃棄物処理業に必要な基準は許可基準として規定されています。優良産廃処理業者認定制度においては、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認定する制度です。</p> <p>なお、優良認定基準及び優遇措置の内容については、ご意見を参考として、今後、環境省において検討されるものと考えます。</p> <p>都道府県等における運用については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルに基づき適切に行われるべきであると考えます。</p>

(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組(p. 16～17)

ア 再生利用指定制度等の更なる活用(p. 16～17)

	意見の概要	意見に対する考え方
215	再生利用指定制度は、現行制度の周知に止まらず、手続規定の整備等にも言及すべき。	再生利用指定制度は、都道府県知事が対象となる産業廃棄物の種類を指定し、都道府県知事の指定を受けた者について産業廃棄物処理業の許可を不要とする制度であり、その運用については都道府県知事が決定するものと考えます。
216	再生利用制度の周知は必要。全国一律の廃棄物の「卒業基準」が必要。	再生利用に係る要件や廃棄物処理法における再生品の扱いについてはモデル事業の実施等により検討が深まると期待しており、モデル事業については、今後、環境省において関係省庁とも連携しつつ、検討されるものと考えます。
217	建設汚泥については、適切な品質管理基準を確保し、再生利用制度(認定・指定)により、利用先が明確になっているものについては、中間処理施設の時点で廃棄物を卒業させるべきである。このことにより、都道府県をまたがって利用することを可能にすべきである。	
218	廃棄物から有価物(製品)に変わる「廃棄物の卒業」ともいうべき点を「必要な措置」として、文章化するなど明確にしていきたい。	
219	建設汚泥処理土等廃棄物該当性判断が困難な処理物を有価物として搬出する処理施設については、行政が施設ごとに内容の良否を判断した上で、有価物とみなせる施設については	

	再生事業者などとして登録すべき。	
220	建設系廃棄物の不適正処理のおそれについて「現状と課題」で触れているが、これに対応する「見直しの方向性」の記述が見受けられない。	他のパブリックコメントにもあるように、建設汚泥処理物等については再利用の推進が求められる一方でご意見の通り、不適正処理のおそれがあると考えます。このため、まずモデル事業等により検討を深める必要があると考えております。再生利用に係る要件や再生品の扱いについても同様に考えています。
221	コンクリート塊や建設汚泥については、再生利用に係る要件や再生品の扱いについて認識を共有することが重要であるとの考えがあるのであれば、国レベルで指針を示すべきである。	ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
222	「建設汚泥」や「残土と産業廃棄物の混合物」が残土として処分される等の不適正処理の防止についても対策を検討すべき。	他のパブリックコメントにもあるように、建設汚泥処理物等については再利用の推進が求められる一方でご意見の通り、不適正処理のおそれがあると考えます。このため、まずモデル事業等により検討を深める必要があると考えます。
223	再生利用指定制度を進めるのであれば、要件や取消し等について法の規定を整備すべき。	まずモデル事業等により検討を深める必要があると考えます。

イ 資源効率性の向上に向けた対応(p. 17)

	意見の概要	意見に対する考え方
224	「選別」は、収集運搬業の積替え保管ではなく処分業許可の対象とすべきである。(2件)	選別については不適正処理が行われないよう留意する必要がありますが、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
225	選別、特に手選別について、処分業の一部として許可を出せるようにすべき。	
226	中間処理施設における「選別」許可を認め、より効率的にリサイクルできるようにすべきである。 ただし、選別と称した不適正処理を防止するため、処理能力を算出できるようにする必要がある。選別機の処理能力か、あるいは「破碎・選別」許可として破碎機の処理能力を定めることが必要である。	
227	簡単な手選別が処分に該当しないことをもって、選別を産業廃棄物処分業の事業範囲として積極的に認めない自治体もあることから、どのような処理が選別としてふさわしいのかを意識しつつ検討を進める必要がある。	

228	単なる積替え保管についても、処分業者でも実施できることとしてよいのではないか。	積替え保管行為は収集運搬行為の一部であり、処分行為とは異なるものと解されます。
229	グリーン購入に留まらずリユースの促進もあわせて検討すべき	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
230	全国一律の廃棄物の判断基準が必要。	廃棄物の適正処理の確保の観点から廃棄物該当性の判断を個別に行う必要があると考えます。
231	リサイクル・処理しやすい製品づくりについての記述があるが、既に廃棄物処理法第3条第2項で適正な処理が困難にならないような製品開発等が規定されており、より踏み込んだ記述とすべきではないか。	本報告書の記述は、ご指摘の廃棄物処理法の規定を前提としたものであり、同規定も念頭に置きつつ、国際動向やその処理実態等を踏まえ、今後、環境省において、検討されるものと考えます。
232	広域認定制度の変更認定の範囲を合理的かつ具体的にするとともに、変更届出の期限(10日以内)について履行可能な期限とすべき	広域認定制度の見直しは、監督体制の徹底等の措置を図りながら、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。なお、認定外事業者の処理方法・処理行程の変更は、変更届出の対象となっています。
233	リサイクル率の低下により広域認定制度の趣旨を逸脱する場合を除き、認定外事業者の処理方法。処理行程の変更は変更届出とすべき。	

(10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化(p. 17～18)

	意見の概要	意見に対する考え方
234	収集運搬車両へのバイオ燃料使用の促進	収集運搬者の低炭素化については、本報告書に記載済みです。
235	熱回収、特に排熱利用を促進するために、地域や工業団地に熱供給を行う施設への支援を実施すべきではないか。	廃棄物焼却施設の排熱利用については、環境省としても推進しており、今年度から廃棄物焼却施設における余熱等を有効利用した地域低炭素化のためのモデル事業を実施しております。
236	「国内で発生する廃棄物に対するリサイクル・リユースのポテンシャルも高く…」のところの記述を、「リユース・リサイクル」にすべき。	ご指摘を踏まえ、「リユース・リサイクル」に修正します。
237	産業廃棄物処理施設における高効率な熱回収施設等の整備に関して、補助制度等の誘導施策を検討していただきたい。	現在、環境省に於いて低炭素型廃棄物処理支援事業を実施しています。今後、温暖化対策の一層の強化に向け、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。

(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し(p. 18~20)

ア 親子会社間における自ら処理の拡大(p. 18~19)

	意見の概要	意見に対する考え方
238	親子会社間における自ら処理の拡大を、優良認定制度についても適用できないか。	優良認定業者の信頼性の担保の観点から、優良認定は個々の処理業者について行われる必要があると考えます。
239	親会社から子会社への委託を許可不要とする必要がある場合には、「自ら処理」の拡大ではなく、「その他環境省令で定める者」の追加により整理されるべき問題だと考える。	親子会社であることを以て、必ずしも事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合するとは認められないことから、ご指摘のような整理をすることは難しいと考えます。
240	今後新たに分社化する場合だけに限定すべきという意見があるが、過去の分社にさかのぼっても適用できるようにすべきである。	具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
241	社内における監視チェック体制が機能しないことは明らかであり、「自ら処理」を容認することはあってはならない。分社化による親子会社関係による廃棄物処理についても同様である。資本や役員派遣等人材のうえで上下あるいは主従の関係にある子会社が親会社の排出物に関し・チェックの機能を果たすことは期待できない。	親会社が子会社に対する十分な支配力を有しており、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合を想定していますが、その具体的な要件について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
242	親子会社であることの立証、親子会社での排出事業者における責任者の設置、自ら処理であっても実績報告を行政機関に提出する。等規制が必要である。	具体的な要件や手続きについて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
243	自ら処理の拡大については、親子会社間だけでなく、配管で接続された排水の共同処理の場合も今回の見直しの方向性と同様に扱うべきである。	自ら処理の拡大については、複数の事業者が同一の排出事業者と見なせるかの観点から検討を行われるべきであると考えます。
244	手続きが煩雑になると、特例のメリットが薄れるため、手続きについて必要最小限の措置に留めていただきたい。	具体的な手続きについて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
245	『拡大解釈』による悪用等がなされないように、条件や事例などを整理し適合する要件を明確にする必要がある。またそれらの確認方法として、事前届出等の仕組みも一つの方法と考えられる。	具体的な要件や手続きについて、今後、環境省において検討されるものと考えます。

246	法制化するのであれば、一体として取り扱う親会社と子会社について、連結法人であるといったような外形的に判断できる要件とすべきである。	具体的な要件について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
247	産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」とできる、具体的な対象範囲等については、企業経営の実態を踏まえて、検討すべきである。	
248	適正処理がおざなりになる可能性も考えられることから、親子会社の自家物処理においては、慎重に検討していただきたい。	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。

イ 許可申請等の負担軽減や合理化(p. 19)

	意見の概要	意見に対する考え方
249	許可申請書類の添付書類についても統一してもらいたい。(4件)	地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事務負担の軽減を図るべきと考えますが、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
250	添付する運搬車両等の写真の撮影日については、各許可行政において、「3か月以内に撮影したもの」としている所が大多数であるが、この3か月という点が大変不明瞭あり、多数車両を保有している企業においては、負担が大きい。様式の統一を図るに当たり考慮頂きたい。	
251	業許可申請、施設設置許可申請において許可受領までの期間が極めて長い。簡素化、様式の統一化などを推進するとともに、事務処理の効率化を図り、審査期間の短縮を図るべきである。	
252	処分業の許可の申請書類についても、申請様式を全て同一にすることを検討頂きたい。	
253	役員変更等があった場合の欠格照会について、同一の役員の変更については、どこか一つの自治体の変更届にて欠格照会を行い、その情報を各自治体が共有できる状況をつくる。	
254	先行許可証の制度についても、適用方法が、自治体においてもまちまちであるため、基準を統一して頂きたい。また、役員変更等、住民票、登記されていないことの証明書、謄本等、添付書類が全て同じである申請について、添付書類の省略を可能とする。	

255	見直しの方向性中の「施設の更新許可」という表現を改めるべき。(4件)	<u>ご意見を踏まえ、「施設を更新する際の許可」に修正します。</u>
256	産業廃棄物管理票交付状況等報告書について、他の制度との重複が無いように規定を整理すること。	産業廃棄物管理票交付状況等報告書については、排出事業者責任の全うの観点から、廃棄物処理法に基づいて提出が必要と考えます。 なお、電子マニフェストを使用した場合には、同報告書の提出は不要となっております。電子マニフェストの普及についても、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
257	電子マニフェストを活用している処理業者にも、センターから直接行政機関に実績が報告されるシステムの構築が必要と考える。	電子マニフェストを使用した場合には、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。
258	現状と課題の記載内容を改めるべき。	事業者や都道府県等の負担軽減の観点から検討すべきものと考えております。
259	見直しの方向性中の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め」を削除すべき。	
260	優良認定の取得を条件に、複数自治体に跨って事業を営む業者については、国一律の許可(本社所在地の自治体で許可を得れば、許可品目については全国で収集運搬が可能)とする。	産業廃棄物の処理業許可については法定受託事務として、産業廃棄行政の監督権限を有する都道府県等による事務の遂行が必要となります。
261	役員変更の場合の届出期限の延長(現行10日以内⇒30日以内)	ご意見については、既に環境省において検討されているものと認識しております。
262	廃棄物に係る電子情報の一元管理を早急に進め、排出事業者、行政の双方にとって負担となっている実績報告等の業務を大きく軽減すべき。	ご意見の通り、本報告書では電子化の推進の方向性を示しており、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。
263	産業廃棄物収集運搬業許可申請の様式統一に関しては、既に統一様式が示されているが、より踏み込んで、施行規則等で様式を定めるとい趣旨か。	産業廃棄物処理業許可の申請書添付書類の様式はご指摘の通り統一様式に関する事務連絡が発出されていますが、改めて都道府県等の運用実態を踏まえ統一的な運用の検討を行っていくべきとの趣旨です。
264	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の様式は廃棄物処理法施行規則様式であり、統一を進めるとい記述は適当でないのではないか。	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の様式は法施行規則で定める様式ですが、改めて都道府県等の運用実態を踏まえ統一的な運用の検討を行っていくものです。
265	同型施設への更新の場合において、生活環境影響調査を省略とする現行の規定等についても追記すべきである。	本報告書(案)は、環境負荷が低減する場合の手続き簡素化に関しても記述しており、現在の制度の運用も含め、具体的な内容について、今後、環境省に

		において検討されるものと考えます。
266	紙による申請・管理から電子での申請・管理への移行や、廃棄物処理に関する各種情報の電子化、効率的かつ効果的なシステム構築について検討する場を政府に設置し、廃棄物処理法に係る情報の抜本的な電子化や情報の一元化について検討を進めるべきである。	ご意見の通り、本報告書では電子化の推進の方向性を示しており、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。

ウ 欠格要件(p. 19～20)

	意見の概要	意見に対する考え方
267	業務とは関係のない法律違反によって、法人役員が欠格要件に該当するに至った場合にとあるが、法人役員のみならず法人が欠格要件に至った場合も含まれるため、「法人」を追加して頂きたい。	法人が廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令に関して違反するなどにより欠格要件に該当する場合、当然に同法人は許可取消となります。審議会では、法人役員が業務とは関係のない法律違反により欠格要件に該当するに至った際に、当該法人も欠格要件に該当すること等について指摘があり、これらを踏まえて議論を行いました。
268	役員欠格要件を緩和すべき。業務と関係のない法律違反によって欠格要件に該当するのは厳しい。(5件)	欠格要件については、審議会においても、慎重に専門的な検討が必要との議論がなされており、具体的な内容について、今後、環境省において、慎重に専門的な検討がなされるものと考えます。
269	「法人に対し業務を執行する社員、(中略)同等以上の支配力を有するものと認められる者」を明確に示すべきである。	
270	5%以上の株主の対象範囲を見直しして頂きたい。5%以上の株主として、信託口や投資口(外国法人を含む)の内訳まで提出を求める自治体の運用があり、実務上対応が不可能となっているため、これに関する届出は不要であるとの見解を自治体へ統一して頂きたい。	
271	欠格要件の該当性について記述されているが、適用範囲の適正化について平成22年に法改正があった事項であり、さらに要件を変更するのであれば、その背景・現状等を記述すべきではないか。	
272	従業員の対象法令違反に基づく両罰規定に伴い許可等が取り消される要件について、法人の指示があった場合や、管理監督責任を負う	

	べき相当の理由がある場合(従業員の違反について一定の因果関係や責を負うべき場合)などに限定すべき。	
--	---	--

(12) 地方自治体の運用(p. 20)

	意見の概要	意見に対する考え方
273	地方自治体が行う「品目に係る判断」について、国が一定の判断基準を示すべきである。	品目の内容については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年10月25日環整45)において示されているところですが、意見交換等の場の設定等により、具体的な課題の話し合いが進められていくことでより検討が進むと考えます。
274	都道府県等が独自に行っている流入規制や住民同意について、その背景と実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。	意見交換等の場の設定等により、流入規制や住民同意についても、具体的な課題の話し合いが進められていくことでより検討が進むと考えます。
275	周辺住民等に拒否権を与えるような住民合意の強制はかえって適正な処理業者・処理施設の立地を阻害することを記述すべきではないか。	
276	都道府県ごとに法解釈が違う場合は、都道府県間で調整をする仕組みを作るべき。一般化できる事例については、公表していただきたい。	意見交換等の場の設定等により、具体的な課題の話し合いが進められていくことでより検討が進むと考えます。
277	法の解釈について、自治体間や自治体内でも担当者による見解の相違がある。国が統一見解を出して周知してほしい。	
278	独自に条例や指導要綱で流入規制を図っている地方自治体によっては、その規制が行政指導の範囲内にもかかわらず半ば強制的で行き過ぎた面すら感じられる。既に何度も通知による対応を行って頂いているが、是非とも国からの強い指導で撤廃又は緩和の方向へ導いて頂きたい。	各地方自治体の条例制定権にも留意する必要があると考えておりますが、意見交換等の場の設定等により、流入規制や住民同意についても、具体的な課題の話し合いが進められていくことでより検討が進むと考えます。
279	産業廃棄物の処理は広域的な移動を前提としており、これまでも自治体独自の流入規制による影響について、数次にわたり通知が発出されている。このような状況にありながら、流入規制等が継続され、かえって適正処理が阻害	本報告書はその方向で記述されています。

	されるおそれがあることを記述した方が良いのではないか。	
280	廃棄物処理法の運用が都道府県によって異なることについての記述があるが、最も重要な観点は事業者負担の軽減ではなく、運用が異なることによって廃棄物の適正処理が阻害されることではないのか。	本報告書において、「廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」と記載されています。
281	使用済み製品等、広域・迅速な回収が必要な事案等については、環境省が統一的な判断ができるような扱いをすべき。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討にされるものと考えます。また、意見交換等の場の設定等により、こうした事案についての意見交換が行われる可能性もあると考えております。
282	施設立地の際の住民同意については、自治体での成功事例等を踏まえ、計画段階から、処理業者が周辺住民と適切な関係を築くには、どのような方策が必要か検討すべき。	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。また、意見交換等の場の設定等により、優良事例に関する意見交換が行われる可能性もあると考えております。
283	産廃の品目の判断については、地域性により、自治体により一定の幅が生じるのはいた仕方ないが、汚泥等、広域的な移動を伴った上で、再生利用が行われる品目については、法定受託事務であることにも鑑み、環境省がガイドライン等にて事例を含めた見解を示すべき。	3(9)アに記載していますが、建設汚泥処理物等については再利用の推進が求められる一方で、不適正処理のおそれがあると考えます。このため、まずモデル事業等により検討を深める必要があると考えております。
284	関係者による意見交換の場に、リユース事業者、リユース団体は不可欠だと思いますが、記載が漏れている。	リユースは循環型社会構築に向け、重要な観点ですが、その上で、本専門委員会における議論は、廃棄物処理制度についての内容に限られて行われております。

(その他全般的な意見)

	意見の概要	意見に対する考え方
285	廃棄物の定義に関する審議を追加し、報告書に盛り込むべきである。	具体的な事例に則して議論することが適切と考えます。今後、3(7)アや3(9)アの具体的な内容の検討の中でも、廃棄物該当性についての検討が深まるものと考えられます。
286	リユースの促進の観点と廃棄物の削減の観点から、輸送費により逆有償と判断されないよう、見直しの方向性に加えるべきではないか。	リユースを偽装した不適正処理を防止することが、適正なリユースの促進のためにも重要であると考えています。その上で、まずはリユースの実態や現行制度上の課題を明らかにしつつ、制度の在り方を検討することが必要であると考えております。
287	PCB廃棄物の処理に関し、電気機器のPCB含有の有無を確認するために検査をする必要があるが、検査費について、国や自治体で支援	本報告書には、廃棄物処理法の下での取組についてその方向性を記述しています。 ご意見に関し、以下に環境省の見解を記載します。

	を行うことはできないのか。	電気機器のPCB含有の有無は、当該機器メーカーに問い合わせると判明する場合がありますのでまずご確認をお願いいたします。メーカーにおいて含有の有無が確認できない場合は、処理責任がありません排出事業者において検査していただくことをお願いしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
--	---------------	--